



未来への投資!

積立投信・NISA!!

特典期間 ▶ 平成29年4月3日(月)～9月29日(金)

ブランド
キャラクター
「ユーモ」



積立投信
新規または増額で

もれなく
現金プレゼント!

1

新たに積立投信をご契約の方、または積立投信の毎月振替額を増額された方に

毎月振替額に応じて、もれなく

現金 **1,000円～5,000円** プレゼント!

インターネット
バンキングでの
お申込みもOK!

新たにご契約の方の毎月振替額、または増額された方の毎月振替額の増加額(※)	プレゼント金額
5,000円以上 2万円未満	1,000円
2万円以上 5万円未満	2,000円
5万円以上 10万円未満	3,000円
10万円以上	5,000円

※初回(増額後初めてを含む)のお買付が平成29年10月31日(火)までに完了かつ契約が継続しているものに限ります。
 ※積立投信のご契約が複数ファンドの場合、毎月振替額を合算してプレゼント金額を決定します。
 ※すでに積立投信をご利用の場合は、平成29年3月末と平成29年9月末における振替契約額を比較して、**増加した金額**でプレゼント金額を決定します。

注1 プレゼントは平成29年11月中に、お客さまの投資信託取引に伴う指定預金口座に入金させていただきます。入金時点で投資信託取引に伴う指定預金口座のあるお客さまが対象となります。
 注2 NISA口座以外(特定口座・一般口座)での積立契約も対象となります。

2

NISA・ジュニアNISA口座を使って

インターネットバンキングで投資信託をご購入の場合、

申込手数料全額 **キャッシュバック!**

※ノーロードファンド・積立投信でのご購入およびスイッチングは対象となりません。
 ※平成29年4月3日(月)から平成29年9月29日(金)までのお申込み受付分が本特典の対象となります。
 ※キャッシュバックは平成29年11月中に、お客さまの投資信託取引に伴う指定預金口座へ入金させていただきます。入金時点で投資信託取引に伴う指定預金口座のあるお客さまが対象となります。なおキャッシュバック金額に消費税は含みません。

「未来への投資！積立投信・NISA!!」のご留意事項

- 対象商品は値動きのある商品ですので、特典期間中にご購入いただくことが、必ずしも有利になるとは限りません。ご購入金額およびご購入時期は、お客さまご自身で判断ください。
- NISA・ジュニアNISA口座で上記お取引をいただくためには、熊本銀行でNISA・ジュニアNISA口座の開設が必要となります。また、開設には一定の期間を要しますので、まだお手続きがお済みでないお客さまは、お早めのお手続きをお願いします。
- NISA・ジュニアNISA口座で熊本銀行が取り扱う商品は「公募株式投資信託」のみです。また、積立投資信託でご購入できない商品もあります。詳しくは窓口でお尋ねください。
- 本特典の対象となるお取引期限にご注意ください。

店頭・インターネットバンキング	テレホンバンキング
9月29日(金)15時まで	9月29日(金)14時まで

●インターネットバンキング・テレホンバンキングでのお取引

※ダイレクトバンキング(インターネットバンキング・テレホンバンキング)のご契約がない方は予め窓口またはホームページからお申込みください。※投資信託のお取引の場合、予めサービス指定口座の登録が必要です。※テレホンバンキングでの投資信託のお取引の場合、書類の郵送等に日数がかかる場合がありますのでご注意ください。

電話・インターネットでの投資信託取引の操作方法、その他詳しい商品内容については、右記フリーダイヤルでお尋ねください。

■熊本銀行ダイレクトコンサルティングプラザ

0120-333-086

受付時間/平日9:00~20:00但し、銀行休業日は除きます。

資産運用/メニュー4資産運用のご相談 携帯からもOK!

本特典およびNISAに関するお問い合わせ先

■熊本銀行NISA専用ダイヤル

0120-138-908

受付時間/
平日9:00~20:00但し、
銀行休業日は除きます。

携帯からも
OK!

熊本銀行ホームページ **熊本銀行** 検索

投資信託に関するご留意点

●ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずお読みください。「商品パンフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」等は熊本銀行本支店等にご用意しています。ただし、インターネットバンキング専用ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等は店頭窓口にはご用意しておりません。熊本銀行インターネットバンキングよりダウンロードいただくことでご確認いただけます。

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、熊本銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 熊本銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は、国内外の株式や債券等に投資しているため、投資対象の価格が、金利の変動、為替の変動、発行者の信用状況の変化等で変動し、基準価額が下落することにより、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託には手数料等がかかります。ご購入から解約・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には以下のものがあります。

*申込手数料 *解約手数料 *信託財産留保額 *信託報酬 *監査費用・有価証券売買手数料等その他費用

上記費用を足し合わせた金額をお客さまにご負担いただけます。申込・解約時の手数料および信託報酬等は、投資信託ごとに異なります。また、その他費用は運用状況により変動します。したがって、事前に料率および計算方法を示すことができません。詳細は、「投資信託説明書(交付目論見書)」等をご覧ください。

NISA口座のお申込みをご検討いただく際のご留意事項

●NISA口座のご利用は、日本国内にお住まいの20歳以上の個人のお客さまに限り、開設することができます。(金融機関を変更した場合を除く。)一定の手続きの下で、金融機関の変更が可能です。金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設した場合でも、各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定で、既に公募株式投資信託を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。

- NISA口座で熊本銀行が取り扱う商品は「公募株式投資信託」のみです。
- NISA口座の損失は、特定口座や一般口座で保有する他のファンドの売却益や分配金との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- 既に保有している投資信託をNISA口座に移すことはできません。
- NISA口座でご購入いただける金額(非課税枠)は年間120万円までです。約定金額が非課税枠を超過する場合、超過分は特定口座が開設されている場合は特定預り、開設されていない場合は一般預りとして取扱われます。
- NISA口座で保有する投資信託の分配金を再投資した場合は、新たな投資として非課税枠をご利用いただくことになります。
- NISA口座で保有しているファンドを一度売却するとその非課税枠の再利用ができません。(そのため、短期間で売買(乗換)を前提としたお取引には適しておりません。)また、利用しなかった非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA口座での非課税メリットはありません。
- 非課税期間満了等により、投資信託をNISA口座から特定口座または一般口座へ移管した場合、移管時の時価が新たな取得価額となります。したがって、移管後に売却される際に売却損がでている場合でも、課税されることがあります。

※上記の内容は、平成27年12月現在の情報に基づき作成したものです。今後、税制等は変更されることがあります。

ジュニアNISA口座に関するご留意事項

●口座開設者が18歳(注1)になるまでに、ジュニアNISA口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。(注2)

- ジュニアNISA口座は、すべての金融機関を通じてお一人さま1口座に限り、開設することができます。ジュニアNISA口座開設後は、金融機関の変更ができません。(廃止後の再開は可能です。)
- ジュニアNISA口座で熊本銀行が取り扱う商品は「公募株式投資信託」のみです。
- 収益(売却益や分配金)が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。(損益通算や損失の繰越控除はできません。)

(注1)3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例:高校3年生の1月以降)

(注2)災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能(このときもジュニアNISA口座を廃止することになります。)

※上記の内容は、平成28年4月現在の情報に基づき作成したものです。今後、税制等は変更されることがあります。

- お申込み時に投資信託の口座開設を行う場合は、「マイナンバー確認書類」および免許証など「本人確認書類」のご提示が必要です。
- 投資信託口座をお持ちのお客さまにつきましては、平成30年12月までに銀行へマイナンバーをお届けいただく必要がございます。お早めのお届けをお願いします。

[商号等]株式会社熊本銀行(登録金融機関) [登録番号]九州財務局長(登金)第6号 [加入協会]日本証券業協会

※熊本銀行では、総合口座貸越等の利用による金融商品のお取引は、貸越利息等をお客さまにご負担いただくこととなりますので、お取り扱いしておりません。